船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

	連 剿女主安貝云(海事専門部会) 議次
事故種類	· のり養殖施設損傷
発生日時	令和6年1月14日 06時18分ごろ
発生場所	岡山県玉野市山田港南方沖
	大蛭島灯台から真方位349°1,230m付近
	(概位 北緯34°31.4′ 東経134°00.8′)
事故の概要	遊漁船由良比女丸は、南進中、のり養殖施設に進入して絡網し、同
	施設が損傷した。
事故調査の経過	令和6年1月30日、主管調査官(広島事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 由良比女丸、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	270-44533岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好
	海象:海上 平穏、潮汐 低潮時
	日出時刻:07時11分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で
	山田港を出航し、GPSプロッターを作動させて約4~5ノットの対
	地速力で手動操舵により南東進中、船長が、船首方から左舷方にかけ
	て赤色や黄色の標識灯が点在していることを視認しながら航行した。
	船長は、複数ある標識灯との距離感を把握することが難しいと考え
	たので、これらの標識灯の西側を航行しようと、視認した標識灯を全
	て左舷方に見るように本船を右転させ、遠方にある玉野市山埼を船首
	目標として目視のみで手動操舵にて航行した。
	船長は、視認した標識灯を全て左舷方に見る針路としたので、山田
	港南方沖に敷設されたのり養殖施設(以下「本件施設」という。)の
	西端と陸岸の間を航行していると思い込んで航行していたところ、本
	船が、本件施設に進入し、プロペラがのり網に絡んで停まった。
	船長は、航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。
	本船は、海上保安庁からの連絡で来援したのり網を管理する漁業協
	同組合の所属船により本件施設から引き出され、自力で航行して山田
	港に帰航した。
	本件施設には6個の標識灯が設置され、灯色は、北西面の東端が緑
	色、中央及び西端が赤色、南東面の東端が緑色、中央が黄色、西端が

赤色であり、光達距離は4km(4秒1閃光)であった。
船長は、本件施設の存在を知っており、本件施設の西端と陸岸の間
を航行した経験が幾度もあり、GPSプロッターを起動していたもの
の、船首目標に向けて目視のみで航行していた。
(付図1 事故発生経過概略図 参照)
本船は、南進中、船長が、本件施設の設置位置を示す標識灯を左舷
側に見る針路に変針したことで、本件施設の西端と陸岸の間を航行で
きていると思い込み、目視のみで遠方の船首目標に向けて航行を続け
たことから、本件施設に向かっていることに気付かず、本件施設に進
入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
本事故は、夜間、本船が、本件施設の設置位置を示す標識灯を左舷
側に見る針路で南進中、船長が、これまでの経験から、本件施設の西
端と陸岸の間を航行できていると思い込み、目視のみで遠方の船首目
標に向けて航行を続けたため、本件施設に向かって航行していること
に気付かず、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられ
వ 。
今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
られる。
・船長は、養殖施設が敷設された海域を航行する場合、慣れた海域
であっても、養殖施設の近くを航行せず、目視のほかGPSプ
ロッターを活用して船位及び養殖施設の場所の確認を十分に行う
こと。

付図 1 事故発生経過概略図 西田井地 坊子島 .. 山田 山田港 後閑 玉野市 Ĵ. + 本件施設 崎内 事故発生場所 (令和6年1月14日 06時18分ごろ発生) ハタゴ島 500 m

(国土地理院電子版地図より)